

## 5. カナダ 連邦

### 5.1 環境政策の全体像

#### (1) 地球温暖化対策を巡る近年の動向

カナダは2015年5月、約束草案(INDC: Intended Nationally Determined Contributions)をUNFCCCに提出し、2030年までに温室効果ガスを2005年比で30%削減するという中期削減目標を示した<sup>83</sup>。

2015年10月の総選挙を経て、10年間政権を担った保守党から、気候変動対策に積極的な自由党へ政権交代が行われた。2016年3月に、「バンクーバー宣言(Vancouver Declaration on Clean Growth and Climate Change)」を発表し、INDCの削減目標と経済成長を両立させるため、Pan-Canadian Frameworkを策定することに合意した。また、6月の北米3カ国首脳会談において、米国とメキシコとともに、気候変動対策に取り組むことを宣言<sup>84</sup>した。

国内においては、全ての州・準州に対し2018年までに炭素価格付け(カーボンプライシング)制度の導入を求めること、また、導入しない州には連邦政府のバックストップを適用する「連邦カーボンプライシング提案」を10月に発表した。そして、11月には長期温室効果ガス低排出発展戦略(Canada's Mid-Century Long-term Low-Greenhouse Gas Development Strategy)<sup>85</sup>をUNFCCCに提出した。翌12月には、カーボンプライシング提案も含むカナダの国全体の気候変動政策の枠組みを定めた「The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change」<sup>86</sup>を発表した。

2017年5月に、カーボンプライシング制度の連邦政府のバックストップ案として、2018年内の炭素税(Carbon Levy)導入、2019年以降の排出量取引制度(Output-based pricing system)の導入が提案された。

---

<sup>83</sup> Canada(2016)「Canada's INDC Submission to the UNFCCC」  
<http://www4.unfccc.int/submissions/INDC/Published%20Documents/Canada/1/INDC%20-%20Canada%20-%20English.pdf>

<sup>84</sup> 「FACT SHEET: United States Key Deliverables for the 2016 North American Leaders' Summit」ホワイトハウスウェブページ(最終閲覧日:2017年8月23日)  
<https://obamawhitehouse.archives.gov/the-press-office/2016/06/29/fact-sheet-united-states-key-deliverables-2016-north-american-leaders>

<sup>85</sup> Government of Canada(2016)「Canada's Mid-Century Long-term Low-Greenhouse Gas Development Strategy」

<sup>86</sup> Government of Canada(2016)「The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change」.

表 I-29 カナダにおける地球温暖化を巡る近年の動向

日付	動向	政権
2015年5月	約束草案(INDC)をUNFCCCに提出	スティーヴン・ハーパー首相 (保守党) (2006年2月～2015年11月)
2016年3月	バンクーバー宣言	ジャスティン・トルドー首相 (カナダ自由党) (2015年11月～)
2016年6月	北米3カ国首脳会談	
2016年10月	連邦カーボンプライシング提案を発表	
2016年11月	長期温室効果ガス低排出発展戦略をUNFCCCに提出	
2016年12月	The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change 発表	
2017年5月	連邦カーボンプライシングのバックストップ提案を発表	

## (2) 長期戦略における炭素税の位置づけ

2016年11月の長期戦略「Canada's Mid-century long-term low-greenhouse gas development strategy」(次頁BOX参照)において、炭素税に関して下記の言及がある。

- ・ 炭素価格付けによって、民間部門の投資とイノベーションに必要な市場シグナルを提供することができる。
- ・ 炭素価格付けなど市場プル型の政策と組み合わせて、クリーン技術のRD&Dとイノベーションへの投資を進めることは、カナダの競争力を高め、高賃金の雇用の創出と輸出の増加をもたらす。
- ・ 炭素価格付けのような方策で、環境外部性を内部化することで、排出削減技術の経済的な便益が可視化される。

## BOX 8 カナダ長期戦略

2016年11月17日、カナダ政府は、「カナダ長期温室効果ガス低排出発展戦略(Canada's Mid-Century Long-term Low-Greenhouse Gas Development Strategy)」をUNFCCC事務局に提出。パリ協定との整合を勘案し、2050年までにカナダの正味の温室効果ガス(GHG)排出量を2005年比で80%削減とする経路を検証している。

同戦略は、特定の政策を記述するものではなく、GHG削減の潜在的機会、鍵となる新たな技術、排出削減が困難で政策介入が必要な分野の特定等について記述するもの。大幅削減に向けて分野毎の課題と可能性を抽出することに重点を置いている。

**表：カナダ連邦政府の長期戦略の概要**

GHG 排出量:LULUCF 除く (百万トン CO2 換算)		1990	2005	2050	2005 年 比	(参考) 国内削減 分 2005 年比
合計		613	748	149	▲80%	▲65%
エネルギー	燃料の燃焼(固定発生源)	285	342	46	▲89%	▲74%
	燃料の燃焼(輸送)	148	195	38		
	漏洩	49	61	6		
	CO2 吸収・輸送・固定	—	0	-23		
産業プロセス・製品利用	鋳業	8	10	2	▲50%	▲15%
	化学	17	10	19		
	金属	24	20	5		
	ハロカーボン、SF6、NF3 の製造・消費	1	6	1		
	非エネルギー利用	5	12	2		
その他製造業	0	1	0			
農業	家畜の腸内発酵	23	31	20	▲36%	▲28%
	肥料の管理	8	10	6		
	農業用土壌	17	19	12		
	農業廃棄物の野焼き	0	0	0		
	炭素肥料	1	1	0		
廃棄物	ごみ処理	24	28	13	▲55%	▲55%
	有機性廃棄物処理	1	1	1		
	排水処理	1	1	0		
	ごみ焼却	1	1	0		

(出典) Canada's Mid-Century Long-term Low-Greenhouse Gas Development Strategy. より作成

### (3) 部門ごとの排出量と政策措置

表 I-30 カナダの分野別 GHG 排出量 (1990、1995、2000、2005、2010、2015 年)

百万トン CO2e	1990	1995	2000	2005	2010	2015	2015 内訳
エネルギー	482.7	524.4	602.2	595.4	571.4	587.1	81.3%
エネルギー産業(発電等)	145.9	152.6	198.1	190.7	165.4	151.1	20.9%
産業	74.9	77.4	81.8	79.7	90.9	112.6	15.6%
運輸	126.3	136.1	154.0	168.7	171.4	175.0	24.2%
業務、家庭、農業等	86.6	94.1	98.3	95.3	89.2	91.4	12.7%
その他	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0%
燃料からの漏出	48.8	64.1	69.9	60.8	54.4	56.9	7.9%
工業プロセス及び製品の使用	55.9	56.9	52.3	54.4	48.5	51.1	7.1%
農業	48.5	55.2	58.0	60.9	56.2	59.0	8.2%
LULUCF	-99.3	-76.1	-62.4	-36.7	-28.2	-33.5	-4.6%
廃棄物	23.9	24.7	25.8	27.6	24.8	24.7	3.4%
合計(LULUCF 含む)	511.7	585.1	675.8	701.5	672.7	688.3	95.4%
合計(LULUCF 除く)	611.0	661.3	738.2	738.3	700.8	721.8	100.0%

(出典) 以上、Summary of GHG Emissions for Canada

※CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>、F ガスの合計。

※エネルギー産業(発電等)は、発電、石油精製等を含む。

※2015 内訳は、LULUCF 除く排出量を 100%としたもの。

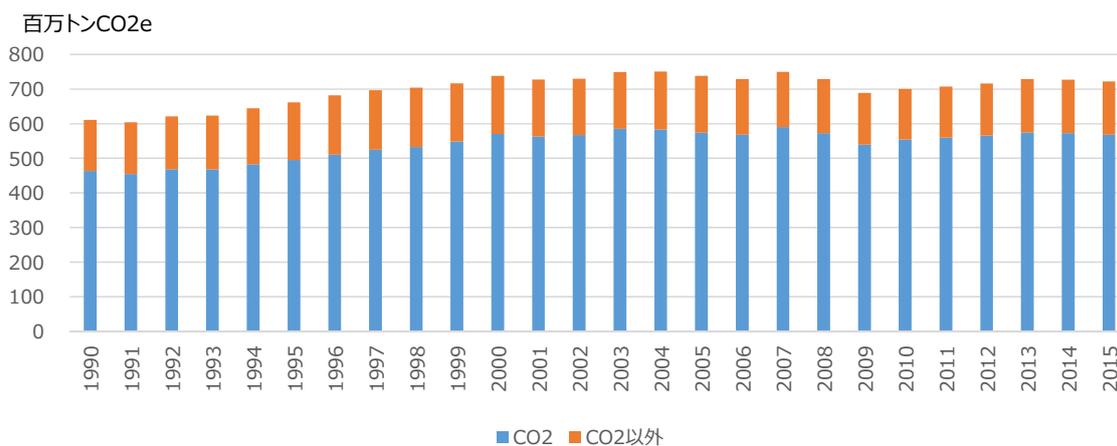


図 I-31 カナダの GHG 排出量の推移 (LULUCF 除く)

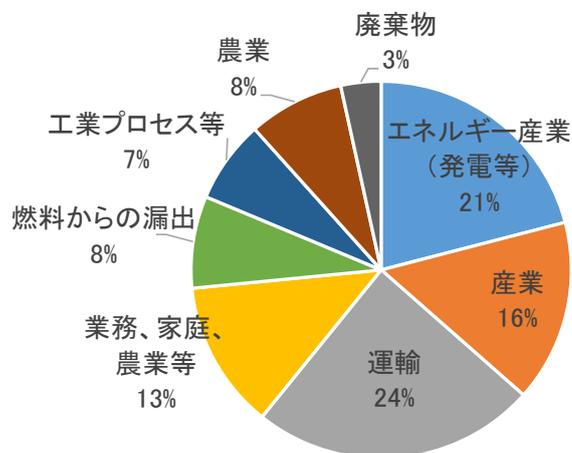


図 I-32 カナダの GHG 排出量内訳 (2015 年)

表 I-31 カナダの主要部門のエネルギー起源排出量と政策措置

部門	エネルギー産業(発電等)	産業	運輸	業務・家庭
対総排出量比率 (GHG) (2015年) <sup>87</sup>	20.9%	15.6%	24.2%	農業等と合わせて 12.7%
主な政策措置	連邦カーボンプライシング (2018年より)	連邦カーボンプライシング (2018年より)		
その他の政策措置 <sup>88</sup>	従来型石炭火力発電の建設禁止 (Reduction of Carbon Dioxide Emissions from Coal-fired Generation of Electricity Regulations)	約 25 の業種におけるエネルギー 効率改善プログラム (ecoENERGY Efficiency)	自動車の排出基準 飛行機からの排出削減の自主協 定 電気自動車の促進 ガソリン、ディーゼルの Renewable Fuels Regulation	建築物のエネルギー効率改善プ ログラム (ecoENERGY Efficiency) 機器のエネルギー性能規制

注) 対総排出量比率は、GHG 排出量全体に占める割合。表 I-30 の各項目と対応。

<sup>87</sup> Summary of GHG Emissions for Canada (UNFCCC ウェブページよりエクセルデータをダウンロード) (最終閲覧日: 2017年8月22日) [http://di.unfccc.int/ghg\\_profile\\_annex1](http://di.unfccc.int/ghg_profile_annex1)

<sup>88</sup> Government of Canada (2016) 「Canada's Second Biennial Report on Climate Change」

## 5.2 エネルギー課税（炭素税）の詳細

### (1) 概要

カナダ連邦政府は、2016年10月3日に、2018年末までに全ての州・準州でカーボンプライシング（炭素税あるいは排出量取引制度）の導入を求めた「連邦カーボンプライシング提案」を発表した<sup>89</sup>。炭素税を導入する場合、2018年の税率は少なくとも10CAD/tCO<sub>2</sub>とし、そこから年率10CADずつ引き上げ、2022年には50CAD/tCO<sub>2</sub>とすることを求めている。また、排出量取引制度を導入する場合でも、この税率から想定される水準以上の排出枠総量を設定することとなっている。カナダでは既に、ブリティッシュ・コロンビア州で炭素税、ケベック州やオンタリオ州で排出量取引制度、アルバータ州では炭素税と排出量取引制度が併用されているが、炭素税あるいは排出量取引制度どちらの制度を導入するかは各州・準州に委ねられている。加えて、炭素税の税収や排出量取引制度のオークション収入の活用方法は、各州・準州の裁量とされ、各々の財政需要に応じて支出できる仕組みとなっている。なお、連邦カーボンプライシング提案では、2018年末までにカーボンプライシングを導入しない州・準州に対して、連邦政府の定めるバックストップ（2022年に50CAD/tCO<sub>2</sub>eの炭素税、及び、大規模排出事業者に対する排出量取引制度）を適用することとなっている<sup>90</sup>。

以上のように、炭素税については、今後州・準州レベルでの確実な導入が見込まれる状況にあるが（税率等については(2)以降で詳述する）、炭素税以外についても触れておきたい。連邦レベルのエネルギー税としては唯一、輸送用燃料に対する税（輸送燃料税）が導入されている。下表の通り税率は欧州諸国と比較して低い水準にあり、ガソリン（10c/リットル）は1995年以降、軽油（4c/リットル）は1988年以降、税率の上げが行われていない。

表 1-32 カナダ連邦レベル 輸送燃料税の概要

税目	課税対象	税率(2017年時点)		税収 (2016年)	用途	優遇措置
輸送燃料税	輸送用に使用される燃料	ガソリン(無鉛)	10c/l	55.6億CAD	一般会計	• 発電用の燃料使用は免税。
		軽油	4c/l			
		航空機用ガソリン(無鉛)	10c/l			
		航空機燃料	4c/l			

(出典) Fuel Consumption Taxes in Canada ウェブページ<sup>91</sup>

<sup>89</sup> Government of Canada (2016) 「Pan-Canadian Approach to Pricing Carbon Pollution」.

<sup>90</sup> Environment and Climate Change Canada (2017) 「Technical paper: federal carbon pricing backstop」.

<sup>91</sup> 「Fuel Consumption Taxes in Canada」 (Fuel Consumption Taxes in Canada ウェブページ)  
<http://www.nrcan.gc.ca/energy/fuel-prices/18885> (最終閲覧日: 2017年8月24日)

## (2) カナダ連邦カーボンプライシング提案

連邦カーボンプライシング提案(Pan-Canadian pricing for carbon pollution)は、2018 年末までに全ての州・準州で炭素税あるいは排出量取引制度の導入を定めるもので、どちらの制度を導入するかは各州・準州に委ねられている。炭素税を導入する場合には、2018 年の税率は少なくとも 10CAD/tCO<sub>2</sub>とし、そこから年率 10CAD ずつ引き上げ、2022 年には 50CAD/tCO<sub>2</sub>とすることを求めている。また、炭素税の税収(あるいは排出量取引制度のオークション収入)の活用方法は、各州・準州の裁量とされている。

2018 年末までにカーボンプライシングを導入しない州・準州に対して、連邦政府の定めるバックストップ(2022 年に 50CAD/tCO<sub>2</sub>e の炭素税及び大規模排出事業者に対する排出量取引制度)を適用することとなっている。バックストップの素案は 2017 年 5 月に発表され<sup>92</sup>、2017 年 6 月末までパブリックコメントが実施された。概要は以下表の通りである。

表 I-33 カナダ連邦政府バックストップの概要

概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>2017 年中にカーボンプライシングを導入しない州・準州に対して、化石燃料に対する炭素税(Carbon Levy)及び排出量取引制度(Output-based pricing system)を適用。</li> <li>炭素価格は CO<sub>2</sub>e ベース(UNFCCC の定める 7 ガス)。</li> <li>2020 年に中間レビュー、2022 年初頭に最終レビューを行い、その後の制度展開を検討。</li> </ul>
炭素税	<ul style="list-style-type: none"> <li>州内の登録された化石燃料の生産者、販売事業者、輸入事業者等に課税。</li> <li>初期段階では、2018 年から 2022 年までの税率を設定。2018 年に 10CAD/tCO<sub>2</sub>e、年間 10CAD ずつ引上げ、2022 年 50CAD/tCO<sub>2</sub>e。最終的には燃料別に固有単位で税率を設定。(次頁に詳細)</li> <li>※排出量取引対象事業者の消費する燃料、輸出用燃料、原料用燃料等は非課税。</li> <li>税収は、徴税された州・準州に還付。用途は、各州・準州の裁量。</li> </ul>
排出量取引制度 (ベースライン アンドクレジット 制度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>2019 年 1 月以降に導入。年間 50 キロトン CO<sub>2</sub>e(7 ガス合計)以上排出する事業者等が対象。</li> <li>排出削減を達成した事業者には政府よりクレジットが発行される。</li> <li>上限値以上排出する事業者には、炭素税の支払いや他事業者からのクレジット購入等により超過排出分をカバーすることが求められる。</li> </ul>

(出典)Environment and Climate Change Canada(2017)「Technical paper: federal carbon pricing backstop」より作成。

<sup>92</sup> 脚注 90 と同じ。

表 I-34 バックストップで定められた炭素税の税率

エネルギー		単位	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
炭素価格		CAD/tCO <sub>2e</sub>	10	20	30	40	50
液体	ガソリン	c/L	2.33	4.65	6.98	9.30	11.63
	軽油	c/L	2.74	5.48	8.21	10.95	13.69
	重油	c/L	3.19	6.37	9.56	12.75	15.93
	航空機ガソリン	c/L	2.49	4.98	7.47	9.95	12.44
	航空機燃料	c/L	2.58	5.16	7.75	10.33	12.91
	メタノール	c/L	1.10	2.20	3.29	4.39	5.49
	ナフサ	c/L	2.25	4.51	6.76	9.02	11.27
	石油コークス	c/L	3.84	7.67	11.51	15.35	19.19
ガス	天然ガス(市場性)	c/m <sup>3</sup>	1.96	3.91	5.87	7.83	9.79
	天然ガス(非市場性)	c/m <sup>3</sup>	2.59	5.17	7.76	10.34	12.93
	プロパン	c/L	1.55	3.10	4.64	6.19	7.74
	ブタン	c/L	1.78	3.56	5.34	7.12	8.90
	エタン	c/L	1.02	2.04	3.06	4.08	5.09
	天然ガス液	c/L	1.67	3.33	4.99	6.66	8.32
	分解ガス	c/m <sup>3</sup>	2.70	5.40	8.10	10.80	13.50
	ペンタンプラス	c/L	1.78	3.56	5.34	7.12	8.90
	コークス炉ガス	c/m <sup>3</sup>	0.70	1.40	2.10	2.80	3.50
固体	石炭(低熱量炭)	CAD/ton	17.72	35.45	53.17	70.90	88.62
	石炭(高熱量炭)	CAD/ton	22.52	45.03	67.55	90.07	112.58
	コークス	CAD/ton	31.80	63.59	95.39	127.19	158.99
	廃熱量・タイヤ	CAD/ton	19.97	39.95	59.92	79.89	99.87

(出典) Environment and Climate Change Canada (2017)「Technical paper: federal carbon pricing backstop」  
Table1,2,3より作成。

### 5.3 炭素税の効果

カナダ連邦政府は、2016年12月に、カーボンプライシング提案も含むカナダの国全体の気候変動政策の枠組みを定めた「The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change」<sup>93</sup>を発表した。連邦政府はこの発表のタイミングにあわせて、「Economic analysis of the Pan-Canadian Framework」<sup>94</sup>として枠組み実施に伴う経済影響について分析を行っている。以下に、「Economic analysis of the Pan-Canadian Framework」で報告されている主要な点について記載する。

#### (1) 枠組み実施によるコスト

カナダ連邦環境省(ECCC:Environment and Climate Change Canada)が、多地域・多部門かつ州レベルの計算が可能な応用一般均衡モデル(EC-PRO)を活用して、「The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change」の経済的影響を分析したところ、枠組みにあるカーボンプライシングの実施により、実施しない場合と比べて、2022年にGDPは僅かに(約0.35%)低下する結果となった。

しかし、この分析には公共インフラ投資から得られる直接的な便益、新技術や市場機会の創出、健康増進、気候変動の回避コスト等の便益が考慮されておらず、コストを過大に見積もっている可能性が高い。加えて、施策実施による技術革新(イノベーション)や技術革新に伴う効率改善も十分に考慮されていない。こうした点も踏まえれば、施策実施により生じるコストは、実施による見返り(便益)に比べると少ないと考えられる。

#### (2) カーボンプライシングの影響

2016年3月のバンクーバー宣言を踏まえ、2016年4月から9月にかけて、カーボンプライシングなど4つの作業部会が設置された(5.4に詳細を記述)。カーボンプライシング作業部会では連邦財務省、連邦環境省が中心となって検討が行われ、カーボンプライシングのあり方等について議論が行われた。

2016年9月にまとめられた最終報告書「Working Group on Carbon Pricing Mechanisms Final Report」<sup>95</sup>では、3つのシナリオについて分析が行われた:

「15/30シナリオ」(2018年に15CAD/tCO<sub>2</sub>で導入し、2030年に30CAD/tCO<sub>2</sub>に引上げ)

「30/40シナリオ」(2018年に30CAD/tCO<sub>2</sub>で導入し、2030年に40CAD/tCO<sub>2</sub>に引上げ)

「30/90シナリオ」(2018年に30CAD/tCO<sub>2</sub>で導入し、2030年に90CAD/tCO<sub>2</sub>に引上げ)

<sup>93</sup> Government of Canada(2016)「The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change」.

<sup>94</sup> Government of Canada ウェブページ「Economic analysis of the Pan-Canadian Framework」  
<https://www.canada.ca/en/services/environment/weather/climatechange/climate-action/economic-analysis.html> (最終閲覧日:2017年11月15日)

<sup>95</sup> Government of Canada(2016)「Working Group on Carbon Pricing Mechanisms Final Report」.

## CO2 削減効果

これら3つのシナリオを、2015年9月以前に実施されている連邦や州施策(BC州炭素税、アルバータ州排出量取引制度、ケベック州キャップアンドトレード制度)を反映したベースラインシナリオと比較したところ、2030年時点で、15/30シナリオは38百万トン、30/40シナリオは51百万トン、30/90シナリオは95百万トンのCO2を追加的に削減できる結果となった。

## 経済影響

いずれのシナリオでもGDP成長率は増加し続けるが、ベースラインケースの成長率と比べてそれぞれ年平均0.02%、0.03%、0.08%下回る結果となった。他の原油価格の潜在の変動等よりも小さい可能性が高く、また、カーボンプライシング実施によってイノベーションが促される等の潜在的なプラスの影響が考慮していない点をふまえれば、カーボンプライシングによる影響は非常に小さいものと考えられる。これより、3つのシナリオに相当する水準、あるいは、2022年50CAD/tCO<sub>2</sub>に設定しても、カナダのGDPに重大なマイナス影響を及ぼさないと結論付けられる。

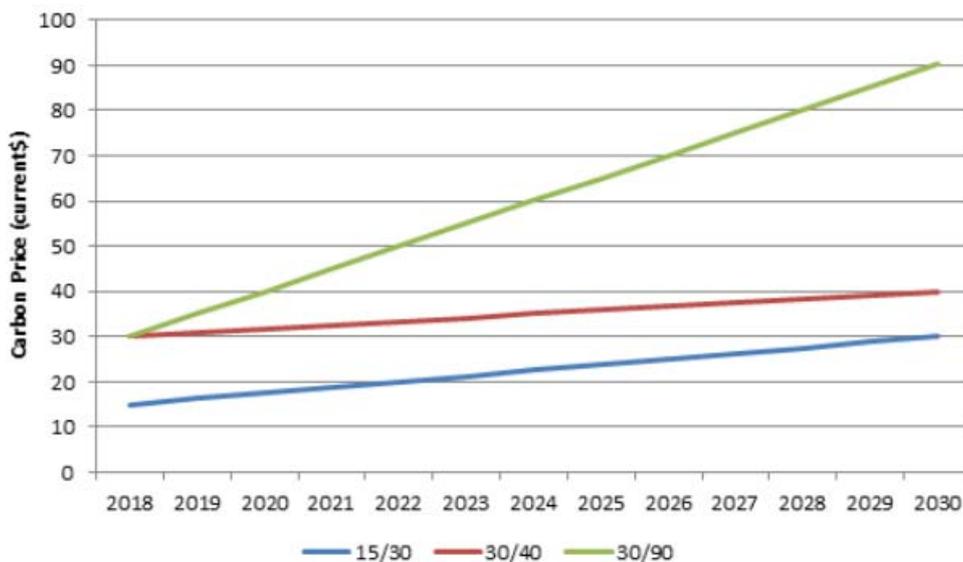


図 I-33 3つのシナリオの炭素価格の道筋

(出典) Government of Canada(2016)「Working Group on Carbon Pricing Mechanisms Final Report」Figure2より作成。

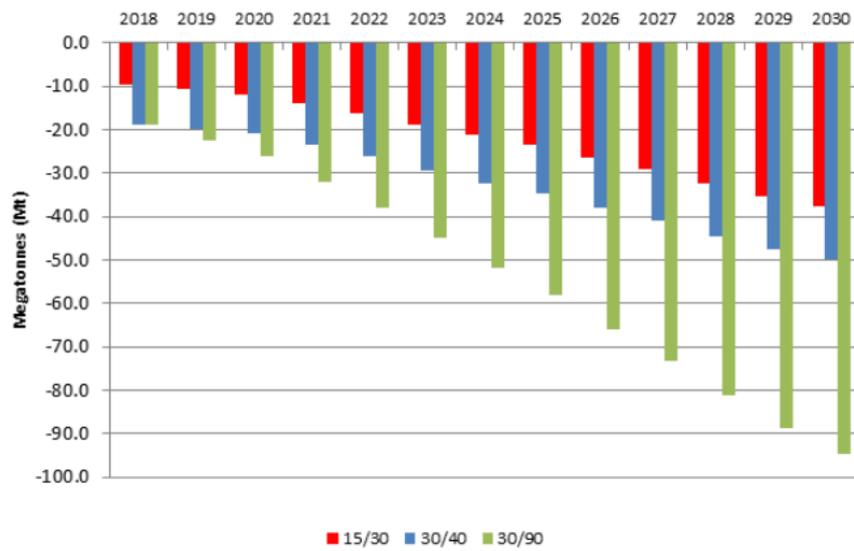


図 I-34 3つのシナリオの追加的CO2削減量（対ベースライン）

(出典) Government of Canada(2016)「Working Group on Carbon Pricing Mechanisms Final Report」Figure3より作成。

## 5.4 炭素税の導入・引上げプロセスにおける課題と解決手法

カナダ連邦政府のカーボンプライシングの取組みは、2015年に発足したトルドー政権の下で顕著になったものである。政権の発足から今日に至るまでの取組みについて、振り返ってみたい。

### (1) これまでの検討経緯

2015年10月のカナダ総選挙で、トルドー党首率いる自由党が過半数を獲得し勝利した。カナダでは10年ぶりの政権交代であった。トルドー首相はそれまでのハーパー首相(保守党)と異なり、気候変動対策に積極的に取り組む姿勢を示している。2016年3月には、首相、連邦閣僚、州・準州知事等の Canada's First Ministers による「バンクーバー宣言 (Vancouver Declaration on Clean Growth and Climate Change)」を發表し、経済成長と両立しながら GHG 削減目標(2030年までに2005年比で30%削減する)を達成するため、Pan-Canadian Framework を策定することに合意した。

2016年4月には、連邦政府や州・準州の役人によって構成される、緩和、適応、カーボンプライシング、クリーン技術・イノベーション・雇用に関する4つの作業部会が発足し、実務的な検討が行われることとなった。カーボンプライシング作業部会では、連邦財務相と連邦環境相が共同議長を務め、BC州炭素税や、ケベック州 C&T など国内のカーボンプライシングの経験を振り返るとともに、カーボンプライシングによる便益・課題について整理を行い、さらに国の多様性を踏まえたフレキシブルアプローチなどについて議論を行い、2016年11月に最終報告書「Working Group on Carbon Pricing Mechanisms Final Report」を取りまとめた。

2016年10月、各作業部会での検討などを踏まえ、「連邦カーボンプライシング提案 (Pan-Canadian pricing for carbon pollution)」を發表した<sup>96</sup>。カーボンプライシングを推進する上での原則及び8つのベンチマーク(Pan-Canadian Benchmark)を發表した。また、2016年12月には「The Pan-Canadian Framework on Clean Growth and Climate Change」を發表し、カーボンプライシングを含む国全体の気候変動政策の枠組みを定めた。

2017年5月には、ベンチマークに適合しない(2018年中に炭素税又はキャップアンドトレードを導入しない)州・準州に対して、連邦政府の定める炭素税(Carbon Levy)及び排出量取引制度(Output-based pricing system)の導入を求める「連邦政府バックストップ技術報告書 (Technical paper: federal carbon pricing backstop)」の素案を公表した。2017年11月現在、パブリックコメントを踏まえ、最終版の発刊に向けての作業を続けている。

### (2) 各ステークホルダの反応

トルドー政権では、気候変動政策はプライオリティの高い課題の一つに位置づけられており、また、カーボンプライシングについても、トップレベルで明確な推進の方向性が示されているこ

<sup>96</sup> 脚注 89 と同じ。

ともあり、政府全体で一体的に取り組みが進められているところである。議論の出発点は環境であり、国際社会の一員としてカナダも例外なく温室効果ガス削減を進めていく中で、カーボンプライシングは温室効果ガスの削減目標を効果的に達成するための措置と位置付けられている。実際の政策の担い手である州・準州とは、首脳レベルの会合や閣僚級会合が定期的に関催され、「連邦カーボンプライシング提案」に至る過程でも協議が行われた。

カーボンプライシングを既に導入している 4 つの州(アルバータ、BC、オンタリオ、ケベック)以外の対応状況であるが、2017 年 12 月時点で全ての州が、連邦政府の意向に対して、カーボンプライシング、あるいは、気候変動計画を策定又は策定する意向を表明している。但し、マニトバ州とサスカチュワン州については、連邦政府の求める水準に達していない。マニトバ州は、2017 年 10 月、独自の炭素税計画「Made-in-Manitoba Climate and Green Plan」<sup>97</sup>を発表しているが、これは 2018 年に 25CAD/tCO<sub>2</sub> の炭素税を導入し、税率引上げを行わないというもので、連邦政府の求める水準(2020 年に 30CAD/tCO<sub>2</sub>、2021 年に 40CAD/tCO<sub>2</sub>、2022 年に 50CAD/tCO<sub>2</sub>)に満たない内容となっている。また、サスカチュワン州(連邦カーボンプライシング提案に署名していない)は、2017 年 12 月に「Saskatchewan Climate Change Strategy」<sup>98</sup>を発表し、炭素税なしで削減を進める意向を表明した。これらの州に対して今後、連邦政府がどのような対応を講じるのか動向に注目が集まる(なお、3 つの準州は連邦政府と協調して進める意向とされている)。

表 I-35 カナダの州・準州のカーボンプライシングの対応状況

州名	制度
アルバータ州	炭素税実施(2017 年～) 排出量取引制度導入(2018 年予定 ※現行の SGER からの変更)
ブリティッシュ・コロンビア州	炭素税実施(2008 年～) (2017.9)炭素税引上げを発表
マニトバ州	(2017.10)独自の炭素税計画を発表 ※但し、政府の求める炭素税水準に及ばず
ニューブランズウィック州	(2017.12)大規模事業者は政府の排出量取引制度、その他は既存税の引上げによるカーボンプライシングの 2018 年導入を宣言
ニューファンドランド&ラブラドル州	(2017.10)州知事、2018 年春カーボンプライシング計画発表予定
ノヴァ・スコシア州	(2017.9)キャップアンドトレード制度を準備
オンタリオ州	キャップアンドトレード制度実施(2017 年～)
プリンスエドワードアイランド州	(2017.11)2018 年に炭素税を含む Carbon mitigation strategy を策定することを発表
ケベック州	キャップアンドトレード制度実施(2013 年～)
サスカチュワン州	(2017.12)独自の気候変動計画を発表 ※但し、政府の求めるカーボンプライシング(炭素税、排出量取引制度)は盛り込まず
ノースウェスト準州・ヌナブト準州・ユーコン準州	連邦政府と協調して取り組む姿勢

(備考)各種資料より作成。2017 年 12 月時点の状況。

<sup>97</sup> Manitoba Government (2017) 「Made-in-Manitoba Climate and Green Plan」.

<sup>98</sup> Government of Saskatchewan (2017) 「Saskatchewan Climate Change Strategy Focuses on Readiness and Resilience」.

産業界にも計画策定の過程で、意見を表明する機会が与えられている。実際に、カーボンプライシングWGの最終報告書では、「市場を活用することにより、最も効果的に排出削減と企業競争力の維持を両立することができる」とする一方で、カーボンリーケージ対策として、「特定部門に対する配慮措置(減免措置や無償割当)や税込還元(法人税率・所得税率の引き下げ、技術開発への充当等)が不可欠である」旨が指摘されている<sup>99</sup>。こうした言及は、連邦政府の一連のカーボンプライシング関連施策に賛同の意向を示しているカナダ鉱業協会(Mining Association of Canada)の2016年4月の政策提言「Principle for Climate Change Policy Design」においても同様の趣旨の提案がなされているところであり<sup>100</sup>、連邦政府が産業界の意向も汲みながら政策を実施している様子が見えてくる。

---

<sup>99</sup> 脚注 95 と同じ。

<sup>100</sup> Mining Association of Canada ウェブページ「Mining industry supports carbon price to address climate change」<http://mining.ca/news-events/press-releases/mining-industry-supports-carbon-price-address-climate-change> (最終閲覧日:2017年11月10日)